

令和 7 年 10 月 10 日

職員の公金等着服に係る処分について

本日付で職員の処分を行いましたので、石岡市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、下記のとおり公表します。

【概要】

市職員が令和 7 年 7 月から 8 月までに支払予定の団体事務費 182,020 円を着服し、私的利用した。

この事務費の取扱について、令和 7 年 9 月に担当部署で不明な点に気付き、担当職員に確認したところ、説明が二転三転したため、9 月 19 日から 10 月 2 日にかけて事情聴取を行い、着服した事実を認めた。

この職員は、この他の団体事務費 219,567 円、令和 5 年度以前の配属先である福祉部においても 306,950 円を着服を認めた。

なお、この福祉部における着服については、令和 6 年 4 月の本人異動後に未払金として発覚し、議会報告、第三者機関への調査を依頼している生活保護費の葬祭扶助費の案件であり、着服のほか、着服額を補填するための詐取も行われていた。

着服した現金の使途については、ギャンブル依存により競艇及び借金の返済に充て、着服総額 708,537 円は、本日時点で全額弁済されている。

【処分年月日】

令和 7 年 10 月 10 日（金）

【被処分者、処分内容及び処分理由】

所 属	職 名	性 別	年 齢	処分内容	理由
産業戦略部	主幹	男性	26 歳	免職	着服
産業戦略部	部長	男性	56 歳	訓告	管理監督責任
産業戦略部	次長	男性	51 歳	訓告	管理監督責任
農業委員会事務局 (事案当時の産業戦略部次長)	局長	男性	59 歳	訓告	管理監督責任
八郷総合支所 (事案当時の産業戦略部参事)	次長	男性	54 歳	戒告	管理監督責任
産業戦略部	課長	男性	46 歳	減給 10% (1 箇月)	管理監督責任

所 属	職 名	性 別	年 齢	処分内容	理由
産業戦略部	課長補佐	男性	47 歳	戒告	管理監督責任
都市建設部 (事案当時の保健福祉部長)	理事	男性	56 歳	訓告	管理監督責任
財務部 (事案当時の保健福祉部次長／ 福祉事務所長)	次長	男性	54 歳	戒告	管理監督責任
子育て健康部 (事案当時の保健福祉部課長)	次長	男性	57 歳	減給 10% (1 箇月)	管理監督責任
福祉部	課長	男性	49 歳	減給 10% (1 箇月)	管理監督責任
福祉部	課長補佐	男性	47 歳	戒告	管理監督責任

【再発防止に向けた取組】

権限の分散、複数人でのチェック、現金取扱の最小化及び危機管理・公務員倫理・コンプライアンス研修は継続するとともに、職員管理面において、定期的なジョブローテーションや代替者によるチェック体制を強化します。また、職員一人ひとりの適性診断なども取り入れ、リスク低減に向けた取組を行っています。

【市長コメント】

本日、10 月 10 日、本市職員による公金等の着服という、断じてあってはならない事案が発生し、当該職員およびその管理監督職員について、厳正に処分を行いました。昨年より再発防止に取り組んでいたにも関わらず、このような不祥事が再び発生したことは、誠に遺憾であり、市民の皆さまの信頼を著しく損なう、極めて重大な事態であります。市政を預かる立場として、深く責任を痛感するとともに、心からお詫び申し上げます。

今回の事案は、一職員の課題や事情を的確に把握し、組織として必要な支援や指導を行う体制が十分でなかったことに起因するものであり、ガバナンスおよび内部統制の根幹に関わる深刻な問題であると認識しております。

改めて、市民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまの信頼を著しく失墜させたことに対し、重ねて深くお詫び申し上げます。

市政の長として、この責任の重大さを厳粛に受け止め、全庁を挙げて組織風土の刷新と職員一人ひとりの意識改革や課題を抱える職員への支援、指導を徹底し、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。